

加納東自治会連合会第13支部規約

加納東自治会連合会第13支部では古くより成文化された規約が無く、後任者への引継ぎが口頭のみでなされてきた。コンプライアンスを重視する今日の情勢に鑑み、従来運用してきた暗黙のルール、慣習等を取りまとめ成文化して、円滑な支部運営および後継者への承継が出来るよう、今般あらためて本規約を制定する。

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本支部は加納東自治会連合会第13支部と称し、事務所を支部長宅に置く。

(組織)

第2条 本支部は下記の自治会等の団体(以下、「単位自治会」という。)をもって組織する。

- ・ 岐阜市加納鉄砲町1丁目自治会
- ・ 岐阜市加納鉄砲町2丁目自治会
- ・ 加納鉄砲町3丁目自治会
- ・ 岐阜市加納鉄砲町4丁目自治会
- ・ 加納鉄砲町5丁目自治会

(目的)

第3条 本支部は、加納東自治会連合会(以下、「連合会」という。)における加納鉄砲町地域の支部団体として単位自治会を統括するとともに、連合会、加納東自主防災団をはじめとするその下部組織、および、社会福祉協議会加納東支部をはじめとする加納東地域の各種団体で連合会が認めた団体等(以下、これらを総称し「各種団体等」という。)と連携し、単位自治会とのパイプ役を務め、その円滑な活動を支援する。

(事業)

第4条 本支部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ア. 連合会から単位自治会およびその構成員への各種連絡を仲介し、各種募集、斡旋をともなう連絡の場合は、これに対する申込み、応募等を仲介する。
- イ. 単位自治会を取りまとめ各種団体等が実施する各種イベントに協力する。
- ウ. 各種団体等における役員等を単位自治会に選出させ、その支部代表の選任を取りまとめる。
- エ. その他これらに付随する事業。

第2章 理事および役員

(理事)

第5条 本支部の理事は、単位自治会が選出し連合会に届出された代表者(以下、「自治会長」という。)とする。

2. 自治会長が空席の場合は、自治会長に準ずる者が理事に就任する。
3. 自治会長が任期満了か否かにかかわらず当該単位自治会を退任した場合、その理事はその地位を失い、後任の自治会長がただちに理事に就任する。自治会長退任後2週間以内に後任の代表者が決まらない場合は、前項の扱いとする。

(役員)

第6条 理事の中から下記の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	1名
支部会計	1名
支部監事	1名

2. 1人の理事が複数の役員を兼務することができる。ただし、支部長と副支部長、支部会計と支部監事は兼務することができない。
3. 役員は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年ごとの輪番制とし、別途定める「加納東自治会連合会第13支部運営内規」(以下、「運営内規」という。)に従い就任する。
4. 役員が任期中に前条第3項に該当した場合は、同項により新たに理事に就任または就任したとみなされる者が前任者と同一の役員に就任する。ただし理事会の決議により別の理事を選出することもできる。
5. 支部長が解任により退任した場合は、副支部長がその残余任期期間職務を代行する。連合会から当該副支部長に対し支部長職に就任するよう指示があった場合は、当該副支部長は支部長に就任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は下記の通りとする

ア. 支部長

- ・本支部を代表し、会務を統括する。
- ・連合会の役員に就任し、その規約や連合会の総会決議等に基づき各種団体等の役員に就任し、これらの活動に参加する。
- ・地方公共団体および各種団体等から配布される回覧等の書類、配布物(以下、「回覧物等」という。)を、各単位自治会およびその構成員あて配布する。
- ・各種団体等からの参加、購入等の募集に対し、各単位自治会からの申込みを取りまとめ報告する。
- ・各種団体等へ納付する金員を各単位自治会あて請求し、これを納付する。
- ・各種団体等の各種行事に連合会指示により参加する。また単位自治会あて参加の要請がある

場合取りまとめ、連合会あて報告する。

- ・各種団体等の指示により、翌年度の当支部および各単位自治会の役員等を取りまとめ報告する。

イ. 副支部長

支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。

ウ. 支部会計

- ・本支部の財産の管理および金銭収支を担当する。
- ・支部長が各単位自治会あて請求し支払を受けた金員を受領する。

エ. 支部監事

- ・財産および事業の執行状況を監査し、改善を求める提案ができる。

(誠実義務等)

第8条 理事および役員は、当支部および単位自治会ならびにその構成員のため、法令、規約、運営内規ならびに理事会の決議に従い、誠実に遵守しその職務を遂行するものとする。

(各種団体の役員)

第9条 各種団体等の支部代表等の役員は、運営内規に定める輪番制にしたがい単位自治会から選任する。

(単位自治会の役員等の選任)

第10条 当支部は、単位自治会における自治会長等役員の選任には関与しないものとする。

(各種データ等の取扱い)

第11条 支部長および支部会計は、円滑で省力化した事業運営と後任者への正確な承継のため、事業運営のための事務データは所定の USB メモリー(以下、「USB」という。)に保存する。

2. 役員就任歴など過去の記録を支部活動に活用するため、USBに記録されている過去データは原則として消去しない。
3. 引継の際は、前任者はデータ喪失を防ぐため、USBに記録されている全データをバックアップしたうえで後任者に引き渡す。保存したバックアップデータの保存期間は、役員引継後1年間とする。紙媒体に印刷出力した個人情報が記載された情報は、後任者への引継等のための必要最小限の情報を除き、シュレッダーなどで廃棄処分する。

第3章 理事会

(理事会)

第12条 本支部の施策の決定機関としての会議は理事会とし、理事で組織する。

2. 理事会は年次理事会および臨時理事会とし、年次理事会は3月に開催し支部長が招集する。
3. 支部長は、必要と認める時は、いつでも臨時理事会を招集することができる。
4. 理事は、他の少なくとも1人の理事の同意を得て、理事会の目的を示して支部長あてに臨時理事会の招集を請求することができる。

5. 理事会は、年次理事会を除き、理事全員の同意により書面による決議とすることができる。

(理事会の議決事項)

第13条 理事会は次の事項を協議する。

- ア. 規約の制定又は改廃に関すること。
- イ. 重要な事業計画及び実施方法に関すること。
- ウ. 役員の選任および解任に関すること。
- エ. 支部費の負担金額に関すること。
- オ. 支部財産の運用、処分に関すること。
- カ. 単位自治会から各種団体等へ支払う会費等の支弁に関すること。
- キ. 単位自治会の異動に関すること。
- ク. 当支部の解散に関すること。
- ケ. その他理事会を招集した者が必要と認めること。

(招集手続)

第14条 理事会を招集する者は、理事会を開催する日の2週間前までに、理事会の日次、場所、および目的を示して、理事に通知を発しなければならない。ただし緊急を要する場合には、5日間を下回らない範囲において期間を短縮することができる。

- 2. 前々条第4項により理事が支部長あてに理事会の招集を請求した場合には、支部長は2週間以内に前項の期間内を会日とする臨時理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3. 支部長が前項の通知を発しない場合には、理事会の招集を請求した理事は、自ら臨時理事会を招集することができる。
- 4. 理事会を書面による決議とした場合、理事会を招集する者は理事あてに書面にて議案を提出することにより招集手続に替える。

(理事会の出席資格)

第15条 理事会を書面による決議とした場合を除き、理事の他、下記の者は理事会に出席することができる。

- ア. 翌年度に理事の就任が予定されている者。
- イ. 理事会の議長が必要と認めた者。
- ウ. その他、出席理事の過半数賛成により出席が認められた者。

(理事会および議決)

第16条 理事会は、半数以上の出席をもって成立する。

- 2. やむを得ぬ事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者として扱う。
- 3. 前項の委任状において書式は特に定めない。ただし受任者には役員以外の者は指定できない。受任者を指定しない場合は、当該理事会の議長を指定したものとみなす。
- 4. 理事会の議長は、当該理事会を招集した者が就任する。
- 5. 理事会による議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は議長が裁決する。
- 6. 理事会を書面による決議とした場合、賛否の締切は議案提示日以降2週間以上経過後とする。

第4章 会 計

(会計年度)

第 17 条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(収入)

第 18 条 本支部の収入は、次の収入をもってこれに充てる。

- 支部費
- 寄付金
- その他

(支部費)

第 19 条 各単位自治会分が当支部に納入する年間支部費は、年度当初に各単位自治会分が連合会に報告した世帯数(以下、「報告世帯数」という。)に運営内規に定める単価を乗じた金額とし、各単位自治会の自治会長は期初月の末日までに支部会計に納付する。

2. 納付された支部費は原則として払い戻さない。
3. 支部会計は、納付金額の受領を確認後、領収証を発行する。

(支部に委託された集金)

第 20 条 各単位自治会に対する集金で、連合会から各支部に委託されたものは、本支部が取りまとめ納付する。

(募金等)

第 20 条の 2 前条にかかわらず、別途定める募金等については、支部長からの指示による。

2. 募金はその趣旨に賛同した構成員が各自自由な意志に基づき任意に応ずるものであり、支部長は各単位自治会の自治会長に対し、納付を義務化するなどの強制的な徴収をしたり、応じない構成員に対し脱会処分をするなどの扱いをしないよう指導しなければならない。

(支出)

第 21 条 支部の支出は、支部の目的にそって行う。

(会計および資産帳簿の整備)

第 22 条 支部会計は、支部の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。

2. 理事が帳簿の閲覧を請求した時は、これを閲覧させなければならない。

(会計報告・監査)

第 23 条 支部会計は会計年度終了後、収支報告書、帳簿、領収書、通帳など会計に関わるすべての書類(以下、「決算書類等」という)を用意して支部監事による会計監査を受けなければならない。

2. 支部監事は、支部会計から提出を受けた決算書類等を照合し、適確に処理されたか確認するとともに、収支報告書の有効性を保証すること。

3. 支部長、支部会計、支部監事は収支報告書に記名・捺印の上、各単位自治会へ報告する。

第5章 個人情報保護

(個人情報の取得)

第24条 本支部は、次の場合に個人情報を取得する。

- ・ 単位自治会から当支部および各種団体等の役員の就任が申請された場合
- ・ 当支部または各種団体等からの募集、斡旋に対し、単位自治体の構成員から応募、申込みがあった場合
- ・ 各種団体等の役員等の名簿を受領した場合

2. 取得する個人情報は、住所、氏名、電話番号、所属する単位自治会名、その他連絡事項など本人が同意する項目とする。取得した状況等により、明らかに同意したものとみなされる場合もこれと同様とする。

(利用)

第25条 本支部が保有する個人情報は、各種役員名簿作成、会費請求、管理、会議開催、連合会または各種団体等への報告などで利用する。

(管理)

第26条 個人情報は、支部長または支部長が指定する役員が保管し、適正に管理する。

2. 不要となった個人情報は、適正かつすみやかに廃棄する。ただし第11条(各種データ等の取扱い)第2項におけるUSBによる過去データの保存に関してはこの限りではない。

(提供)

第27条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- ア. 法令に基づく場合
- イ. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- ウ. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- エ. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- オ. 個人情報のうち役員に関するものについては、自治体、連合会、各種団体等が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(同意の取消し)

第28条 個人情報の提供者は、第24条(個人情報の取得)に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別またはすべての項目について文書により同意を取り消すことができる。

2. 前条の申し出があった場合、当支部はただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、すでに提供済みのものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

第6章 単位自治会の異動

(加入および脱退)

第29条 単位自治会の新たな加入、脱退は次の場合による。

- ア. 支部の再編等にもない連合会から指示があった場合
- イ. 単位自治会が解散した場合
- ウ. 単位自治会から脱退の申し出があり、理事会にて承認された場合

(解散)

第30条 本支部は次の場合に解散する。

- ア. 本支部を組織する単位自治会が解散、脱退等によりなくなった場合
 - イ. 連合会から解散を命じられ、理事会にて承認された場合
2. 当支部が解散する場合、その残余財産については、報告世帯数割合に応じて各単位自治会に帰属するものとする。

第7章 雑則

(運営内規)

第31条 この規約の実施をするために、別途運営内規を定める。

(規定外事項)

第32条 規約、運営内規または法令のいずれにも定めのない事項については、理事会の決議により定める。

付則

この規約は2018年4月1日より施行する。

以上

【改定履歴】

2018年4月1日	制定	
2023年3月11日改訂	第20条の2 新設	集金方法を一括納付から原則個別納付に変更のうえ、寄付等は構成員の任意であることを明文化

制定 2018年 4月 1日
 改正 2018年 9月15日
 改正 2019年 3月17日
 改正 2022年 4月 1日
 改正 2023年 3月11日
 最新改正 2023年 10月28日

加納東自治会連合会第13支部運営内規

(目的)

第1条 この内規は、加納東自治会連合会第13支部規約(2018年4月1日制定。以下、「規約」という)に定める当支部の運営に関する必要事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 規約第6条(役員)第3項に定める役員、および同第9条(各種団体の役員)に定める各種団体等の支部代表等の役員の就任は、下記のルールおよび輪番に従うものとする。ただしこれらのルールおよび輪番と異なる役員の就任が理事会にて承認された場合はこの限りではない。

- ア. 副支部長と支部監事は同一役員が兼任する。
 - イ. 支部長は、加納東自主防災団第13分団(以下、「分団」という)の分団長とは原則として兼務できない。ただし理事会および分団双方が承認した場合はこの限りではない。
2. 輪番は次の通りとし、以降この順序にしたがい順次就任する。

年度(西暦)		2023					2024					2025					2026					2027					2028					2029					2030				
年度(和暦)		5					6					7					8					9					10					11					12				
単位自治会		①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
役員 連合会	支部長		○								○											○													○						
	副支部長	○																																							
	支部監事																																								
	支部会計			○																																					
防災団	分団長		○																																						
	副分団長		○																																						
各種団体等 一部略称	体育振興会			○																																					
	子供会	同会の内規ないし運用による																																							
	交通安全			○																																					
	環境美化		○																																						
	文化部			○																																					
	青少年市民会議	子供会関係者の協議による																																							
	市民消防隊				○	○																																			
天満宮 神社総代				○																																					
計	1	5	2	4	1	1	1	5	3	3	3	1	1	6	2	2	3	1	2	5	5	2	3	2	1	1	1	5	2	4	1	1	1	5	3	3	3	1	1	6	2
	14					14					14					14					14					14					14										

- ①……岐阜市加納鉄砲町1丁目自治会
- ②……岐阜市加納鉄砲町2丁目自治会
- ③……加納鉄砲町3丁目自治会
- ④……岐阜市加納鉄砲町4丁目自治会
- ⑤……加納鉄砲町5丁目自治会

(年間支部費等)

- 第3条** 規約第19条(支部費)第1項に定める年間支部費の単価は、体育費(150円)＋市民体育祭助成金(300円)＋支部活動費(450円)の計900円とする。ただし予算・繰越金等の財務状況により、理事の協議により減免することもできる。
2. 規約第20条(支部に委嘱された集金)に定める連合会より支部に委託された集金のうち募金以外は以下の2項目とし、委託元が定めた金額とする。ただし単位自治会が減額または不払いを申し出た場合は、理事会で協議の上対応する。
- ア. 自治会連合会費
イ. 市民体育祭負担金
3. 規約第20条の2(募金)に定める募金等については以下の3項目とする。
- ア. 日赤事業協賛金
イ. 社会福祉協議会費
ウ. 赤い羽根共同募金
エ. その他、これに類する募金等
4. 単位自治会または単位自治会の構成員が前項の募金等を納付する方法については、支部長が指示する。

(年間行事予定)

- 第4条** 当支部の主要な年間行事予定は以下の通り。ただし各種行事主催者の都合等により、中止、変更となる場合がある。
- ア. 単位自治会から当支部への第3条(年間支部費等)第2項に定める各種会費一括納入……4月末まで
イ. 第3条(年間支部費等)第3項に定める募金等の納付……支部長からの指示による
ウ. 加納東地域防災訓練
エ. 加納東市民体育祭準備、選手選抜等とりまとめ、終了後の片付け、等
オ. 年次理事会……3月

(各種データ等の取扱い)

- 第5条** 役員交代時には、前任者は規約第11条(各種データ等の取扱い)に定める対応の他、後任者が就任後すみやかに業務を執行できるよう、USBに翌年度用のフォルダおよびデータを作成し引き渡す。

(単位自治会の構成員情報の取扱い)

- 第6条** 本支部は、原則として単位自治会構成員の個人情報を自治会名簿のような一括した形で入手しないものとする。ただし規約第24条(個人情報の取得)第1項における取扱いはこの限りではない。

付則

この運営内規は規約施行と同時に施行する。

以上

【改定履歴】

2018年4月1日	制定	
2018年9月15日改訂	第2条第2項	子供会の輪番を「同会の内規ないし運用による」に変更
2019年3月17日改訂	第2条第2項	連合会からの指示に基づく青少年市民会議支部代表委員の就任資格条件設定(小中学校生の保護者)にともない、同委員の輪番を「子供会関係者の協議による」に変更
2022年4月1日改訂	第2条第2項	2022年度より連合会文化部委員を、従来の岐阜市加納鉄砲町4丁目自治会固定から、支部内輪番制に移行することにもなう変更
	第3条第1項	体育祭等のイベントが中止・縮小されたこと等にもない剰余金が発生するなどの予定外の事情により、臨時的に年間支部費を減免することも可能とするよう変更
2023年3月11日改訂	第3条第3項、 第3条第4項 (新設) 第4条(変更)	集金方法を一括納付から原則個別納付に変更のうえ、寄付等は構成員の任意であることを明文化
2023年10月28日改定	第3条第1項	規約第19条(支部費)第1項に定める年間支部費の単価は、 <u>体育費(150円)</u> + <u>市民体育祭助成金(300円)</u> + <u>支部活動費(450円)</u> の計 <u>900円</u> とする。ただし予算・繰越金等の財務状況により、理事の協議により減免することもできる。

令和6年度 加納東自主防災団第13分団総会会議報告

- 1 日 時 令和6年5月19(日) 午後1時30分から
2 場 所 中山道加納宿まちづくり交流センター 第3会議室
3 出 席 者 (16名) 鉄砲町自治会長(1・3・4・5丁目)、防災班長4人、防災副班長6人、オブザーバー2名
欠 席 者 (2名) 2丁目自治会長、4丁目副防災班長

3 議 事

1)役員紹介

分団長から出席者の紹介があった。

2)2024年度年間事業計画

加納東自治会連合会第13支部 支部長から配布された事業計画を説明した。自主防災団の会議はないので(連合会の行事予定にもない)、防災について情報提供は、今後支部長から事業計画については情報提供し回覧してもらうように依頼した。

3)安否確認について(自治会—第13分団—加納東自主防災団)

安否確認の情報連携は、人数の報告のみおこなわれていて、安否不明者については各自治会で対応できることは対応しなければならないので安否確認方法や救出救護については各自治会で考える必要があることについて確認がなされた。

特に表1についてデータを管理して防災訓練を実施しているのは5丁目だけであるが、5丁目は自治会長が管理運用しているのではなく防災班長が長年管理していることが紹介された。

今後安否確認については各町内で検討してもらうことをお願いした。

4)加納東自治会連合会第13支部防災活動についての申し合わせ(案)

今後の鉄砲町全体の防災活動について各町内が共通理解するため申し合わせ(案)が提案され了承された。

5)鉄砲町自治会の防災活動における情報連携について

現在ホームページに各町内の防災情報について過去のコンテンツを掲載しているが各町内の情報についても情報共有できるように公式 Line アカウントを作成して防災は勿論のこと自治会内で共有すべき情報について提供できるようにするため各町内で1丁目は teppo1、3丁目は teppo3、4丁目は teppo4 を作成したので今後活用できるように自治会長に依頼した。

5丁目は teppo5 として作成をおこない今後利活用を一緒に行うことを了承してもらった。

令和6年5月19日

文責 加納東自主防災団第13分団
分団長 西尾 憲二

令和6年5月19日

加納東自治会連合会第13支部防災活動及び防災会議についての申し合わせ

- 1 防災会議（加納東自主防災団第13分団規約第9条）は、年度当初総会（顔見せ会）のみ行う、13支部の年度当初会議で行う。分団会議は単独で行わない。
- 2 防災分団からの回覧・お知らせは廃止し、各町内の防災担当が文書を発行する。ただし、加納東自治会連合会からの防災関連の回覧については支部長から各自治会に回覧を行う。
- 3 表1の運用は各町内の裁量に任せる。下記問題点について各自治会は、十分検討して行ってください。

問題点

- ・表1 そのものについては自治会長が管理運用する分には問題がないが、安否確認の訓練等に使用する場合は個人情報の取扱について十分配慮が必要である。
 - ・また、表1の情報が安否確認するためにすべて必要か検討をしなければならない。自治会員名簿と同じ情報を自治会員名簿と別に管理することが必要か各自治会で検討が必要である。自治会内で話し合いがなされていない。
 - ・災害時に誰がPC入力するのか手順が確認できているか、避難所に使用可能なPCの準備があるのか確認できているのか？
- 4 加納東地区防災訓練には、分団長の所属する町内役員が参加する。
 - 5 防災の規約は、必要ならば各町内で作成する。
 - 6 各役員の業務
分団長 加納東地域防災訓練参加 総会の開催 体育祭の打ち合わせに参加
屋外子局の鍵の管理 パイプ担架の管理 防災団のUSB管理
副分団長 分団長担当町内から選出 分団旗の管理 分団長の補佐
防災班長 町内防災活動のリーダー 12月の町内防災訓練を主催
加納東地域防災訓練参加 体育祭のテント設営撤去
町内の防災規約を作成配布 防災USBを引き継ぐ
副防災班長 防災班長を補佐する

注) 防災備品更新等各自治会で行う。特にヘルメットは貸与年数6年である各自治会で責任をもって廃棄更新を行うこと。

- 7 防災情報については、加納鉄砲町ホームページで共有する。
(防災情報のクラウド化に対応)
- 8 防災情報の情報共有や周知について鉄砲町ホームページの活用等検討する。

加納東自治会連合会第13支部体育振興会規約

制 定 2020(令和2)年 3月 7日

最新改定 2024(令和6)年 9月 21日

第1条 <名称及び事務所>

この会は、加納東自治会連合会第13支部体育振興会（以下、本会）と称し、事務所を本会支部長（以下、支部長）宅に置く。

第2条 <目的>

本会は、加納東体育振興会規約第4条、『健全なる体育の普及ならびに生活に直結した、スポーツの振興により、明朗、健康で活力に富んだ、社会生活を確立することを目的とする』事を達成するために必要な活動を行うことを目的とする。

第3条 <組織>

本会は、加納鉄砲町1丁目から5丁目まで、各1名の体育委員を選出、合計5名で構成する。

必要であれば、副体育委員も選出可能、ただし本会にて協議して決定する。

選出された5名の中から1名を支部長とする。支部長は輪番（1→2→3→4→5→1丁目…）にて選出される。

※加納東体育振興会規約第7条4『支部長は、各支部体育委員の中から自治会支部長の推薦により選出』とあるが、本会では過去からの慣例に基づき輪番とする。

第4条 <任期>

組織の任期は、1年（4月1日～翌年3月31日）とする。

但し体育委員は、再選も可能とする。

第5条 <支部長の任務>

支部長は、第2条の目的のため本会の円滑な運営を実施するように尽力する。

支部長は、第7条に示す会議を開催する。

支部長は、第8条に記載のとおり本会の会計を兼務する。

支部長は、前年度支部長からの引継資料により、詳細内容を引継ぎ、任務内容を理解する。

支部長は、今年度の活動実績により引継資料を見直し、次年度の支部長へ任務を引き継ぐ。

第6条 <事業>

本会は、第2条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 加納東体育振興会支部長会議にて決定した事業（市民運動会等のスポーツ、体育レクリエーション行事）に関する参加者の募集・実施および支援
2. 連合会、体育振興会の事業への参加
3. その他、本会の目的達成に必要な事業への参加

第7条 <会議>

本会の会議は、総会、反省会とする。会議及び議事は出席者の過半数をもって成立する。

支部長は会議を開催し議長を務める。なお、必要に応じ臨時総会を開催する。

1. 総会は、年度初めに開催し、組織の確認、本規約の確認、昨年度会計の実績と本年度予算の確認を行う。必要に応じて本規約の改正・組織改正等の重要案件を審議する。
2. 反省会は、年度末に開催する。支部長は、会計報告書を作成し本会議にて内容を審議する。
3. 臨時総会は、特に重要な事業の推進、費用の事前使用伺い等、支部長が必要に応じて開催する。

第8条 <会計>

本会の会計は支部長が兼務し、健全なる費用管理をする責任を負う。

支部長は、前年度の支部長より会計を引き継ぎ、繰越金の確認、会計内容を事前に把握する。

支部長は、総会にて今年度の会計予定内容を体育委員へ説明し承認を得る。

本会の事業費用は、13支部自治会からの体育振興会助成金(各戸より徴収)をもって賄い、各戸から徴収している事を十分に認識し、公平に利用するように努める。

総会にて承認を得た支出内容に大きな変更がある場合は、費用を使用する前に臨時総会を開催し、支出内容・金額・妥当性・公平性を確認し、必ず体育委員全員の承認を得た後に実行する。承認困難な事案が発生した場合には、支部長は13支部自治会長へ相談、場合によっては、利用の是非を町内住民へ事前に確認をする(事後申請は一切認めない)。

費用を利用した場合は、必ず領収書入手し会計報告書のエビデンスとして添付する。

領収書には以下を記載する。

宛名：13支部体育振興会 内容：〇〇代として 個数(人数)〇〇

利用後、すみやかに領収書とともに支部長へ報告、代金を受け取る。

支部長は、年度終了時に会計報告書を作成し、反省会にて会計報告を実施、会計報告書(体育委員の捺印済)をコピーし13支部自治会長へ提出する。

第9条 <改定>

本規約は、年度初めの総会にて支部長より体育委員へ説明を実施するが、体育委員より異議があった場合には、協議して本規約を改定することができるものとする。その場合、改定日時、内容、施行日時を本規則の改定履歴に記載する。

※具体的な業務要領は、引継資料に記載する

岐阜南地区交通安全協会加納東部 会則

(名称及び事務局)

第1条

本会は岐阜南地区交通安全協会加納東支部（以下支部）と称し事務局は支部長宅に置く。

(組織)

第2条

- (1) 支部は岐阜南警察署管轄の加納東校下に、住所又は事業所を有する者をもって組織する。
- (2) 支部は岐阜南警察署管轄の加納東校下に15の分会を設け分会長及び各町内ごとに班長をもって組織する。

(目的)

第3条

支部は交通安全思想の普及啓蒙と交通事故防止対策を推進し、交通安全確保に寄与するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条

支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 交通道德の高揚と交通安全思想の普及啓蒙
- (2) 交通関係法令等についての指導とその教養を高める。
- (3) 交通事故防止、必要な施設及びその維持、改善。
- (4) 交通事故防止に関する調査及び、研究。
- (5) 交通安全功労者、及び優良運転者の表彰申請。
- (6) その他支部の目的達成に必要な事項を推進する。

(役員構成)

第5条

(イ) 支部の事業を推進する為、下記の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名
- (5) 青年部 若干名

- (6) 女性部 15名
- (7) 老人部 若干名
- (8) 加小PTA 地域生活委員 2名
- (9) 事業者部会 1名
- (10) 分会長 15名
- (11) 68班長

(ロ) 支部の本部長は、次の役職で構成する。

- (1) 支部長
- (2) 副支部長
- (3) 会許
- (4) 監査
- (5) 女性部会、老人部会、加小PTA委員、事業者部会、分会長、各代表者1名

(授員の選出)

第6条

支部の支部長は本部役員会に於いて選出し総会の承認を受ける。

(選挙も可) 支部は副支部長 会計及び監査を指名することができる。

(役員の仕事)

第7条

支部の役員は、それぞれの職務を遂行する。

支部長は支部を統括し支部を代表する。

福祉部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はこれを代行する。

本部役員は議事の提出審議及び議決を行う。

会計は、支部の収支並びに財産の管理を行う。

監査は支部の収支並びに財産に就いて監査を行う。

(役員の仕事)

第8条

支部長の任期は2年とし4月1日より翌年の3月31日とする。ただし再選を妨げない。

役員任期満了の場合、後任者就任まで職務を遂行するものとする。役員に欠員を生じた場合は、速やかに補選する。

補選役員の任期は、前役員の残任期間とする。

(会議)

第9条

支部の会議は次の通りとし、支部長がこれを招集する。

- (1) 総会
- (2) 臨時艦会
- (3) 本部役員会
- (4) 役員会

(総会の決'議事項)

第10条

総会の審議する事項は次の通りとする。

- (1) 年度事業幸 報告及び 事業計画案に関する事項
- (2) 年度 決算報告及事業計画案に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) 役員承認に関する事要
- (5) 総会は過半数以上が出席し、議事はその過半数を以て議決する。可、否同数の場合は、総会、本部役員と共に 支部長が決定する。
- (6) 役員(班長以上)の1/3以上の要望のある場合、支部長は臨時総会を開かなければならない。
- (7) その他、支部の運営において 必要な事項が生じた時。

(会則)

第11条

支部の会員は次に掲げるものとする。

- (1) 会員

加納東校下に住所を有する、原付二輪車、自動車等の運転者及び自業所を持つ交通運輸関係者並びに交通に 関係のある団体であって所定の会費を納める者。

- (2) 賛助会員

前項以外の者で当支部の趣旨に賛同し、交通安全に貢献する者

(運営資金及び支出)

第12条

- (1) 支部の運営は、会費及び助成金、その他の収入を充てる
- (2)。会費は協力金として年額200円とする。
- (3) 会費納入方法は班長が所轄分会長に納入し各分会長は会計に6月末目までに納入する。

(4) 支出については各所轄が支出金指示書に証拠表を添え会計より受領する。

(会計年度)

第13条

支部の会計年度は次の通りとする。

毎年4月1日を始めとし、翌年3月31日に終わる。

(本会の必要な書類)

第14条 支部の必要書類は次の通り

- (1) 役員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 収支綴
- (4) 予算決算綴
- (5) 会則綴
- (6) 証拠綴
- (7) その他

(雑則)

第15条

会則に定めなきもの、及び緊急必要な事項は本部役員会に諮り決定する。

平成3年4月1日から斑行（同日制定施行）

規約の改定年月

平成20年4月27日規約の一部改訂